

# 補助金の申請期間を延長いたします！

## <埼玉県内在宅医療機関向け> 安全対策の取り組みに対する 補助金(上限4万円)を創設しました！



申請期間：令和4年12月8日～**令和5年3月31日** ※郵送の場合は当日消印有効

### 対象医療機関

埼玉県内所在の以下のいずれかに該当する医療機関

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関
- ・在宅患者訪問診療料算定医療機関（令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間に1回以上、在宅患者訪問診療料を算定している医療機関）

### 対象事業

- ①固定電話用通話録音装置（電話機本体は補助対象外）・ボイスレコーダー購入経費
  - ②警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス初期導入経費（月額利用料金は除く）
- ※ 令和4年10月14日以降に実施（支払も完了）した事業が対象です。

### 補助額

- ・補助率 ..... 2 / 3
- ・補助上限額 ..... 4万円（1医療機関あたり）

### 申請方法

- ・申請方法 ..... 郵送または電子メール

- ※ 申請先・申請書類等、詳細については裏面及び、申請書記入例を御確認ください。
- ※ すでに申請済みの医療機関におかれては、申請できません。



コバトン&さいたまっち

埼玉県は在宅医療従事者を応援しています。

ご不明な点については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 TEL：048-830-3545 受付時間 8：30～17：15（月～金曜日（祝日年末年始を除く））

埼玉県保健医療部 医療整備課 在宅医療推進担当  
〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階 電子メール [a3530-13@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-13@pref.saitama.lg.jp)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/bouryokuharasumentotaisaku.html>

## ● 申請の流れ

- ① 申請者から申請先宛てに、郵送等にて申請書類一式を提出  
(令和4年12月8日～令和5年3月31日)
- ② 申請書類一式を確認
- ③ 申請者宛てに、申請書類確認完了の通知発送及び、補助金振込 (令和5年3月以降)



## ● 提出書類

- ① 申請書・内訳表 (医療整備課ホームページ掲載)  
※ 申請書記入例についても御確認ください。
- ② 領収書等の写し
- ③ 補助対象経費が明記されている書類の写し
- ④ 通帳等の写し (振込口座の確認書類)
- ⑤ 在宅患者訪問診療料を算定していることが分かる書類の写し (個人情報部分を除いた診療報酬明細書等)  
※⑤については、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関は提出不要です。



## ● 申請先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
埼玉県 保健医療部 医療整備課 在宅医療推進担当

<申請方法>

下記からお選びください

- ① 郵送
- ② 電子メール [a3530-13@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-13@pref.saitama.lg.jp)

## ● 在宅医療機関以外のお問い合わせ先

- 在宅歯科医療機関  
県健康長寿課 総務・歯科担当：048-830-3581
- 栄養ケア・ステーション、認定栄養ケア・ステーション  
県健康長寿課 健康増進・食育担当：048-830-3585
- 在宅患者訪問薬局  
県薬務課 総務・温泉・薬事相談担当：048-830-3624
- 訪問系事業所 (介護保険)  
県高齢者福祉課 介護人材担当：048-830-3232
- 訪問系事業所 (障害福祉サービス)  
県障害者支援課 地域生活支援担当：048-830-3317